

米子ガスをご利用のお客さま
(河崎団地)

米子市旗ヶ崎 2200 番地
米子ガス株式会社

ガス料金等改定のお知らせ

平素は米子ガスをご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。

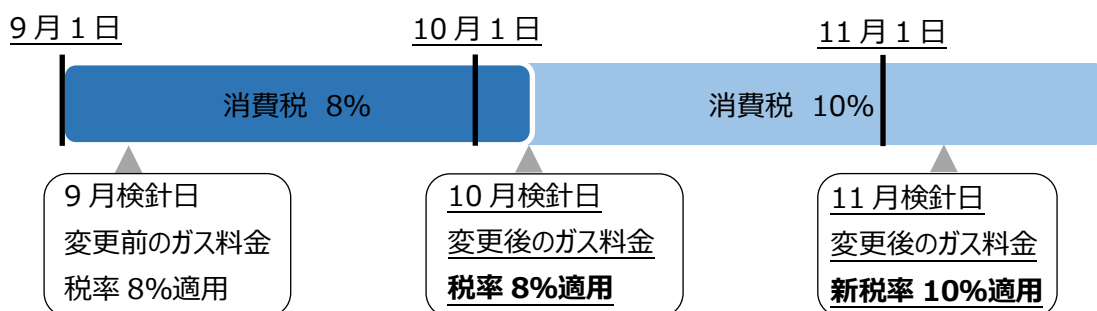
このたび、消費税法の改正により税率が引き上げられることに併せ、ガス料金に対するガス輸入価格の適正反映、ガス料金の透明性を目的とし、2019年10月1日より、弊社は以下のとおり原料費調整制度及びガス料金を改定いたします。

原料費調整制度及びガス料金の改定について

基準平均原料価格及び適用期間を下記のとおり改定いたします。また、改定に伴うお客さまの負担増を防ぐため、ガス料金(基準単位料金)を値下げいたします。

		変更前		変更後		
基準平均原料価格		80,700 円/トン		79,300 円/トン		
適用期間		3ヶ月固定		毎月変動		
ガス料金 (税抜き)	区分		基本料金	基準単位料金	基本料金	基準単位料金
	A	0~8 m ³	1,185.30 円	497.59 円	1,185.30 円	494.65 円
	B	8.1 m ³ ~30 m ³	1,789.40 円	422.07 円	1,789.40 円	419.13 円
	C	30.1 m ³ ~	5,366.70 円	302.82 円	5,366.70 円	299.88 円

- ・上記料金表には、消費税相当額を含みません。
- ・実際に適用する単価(円/m³)は基準単位料金に平均原料価格の動向を加味して毎月決定されます。
- ・2019年9月30日以前から継続して簡易ガス小売供給約款にもとづきご契約中のお客さまには、「経過措置」として10月検針分のガス料金は、変更後のガス料金に旧税率(8%)が適用されます。



- ・お客さまは、今回の案内に対する特段のお手続きは不要です。
- ・原料費調整制度については裏面に詳細を記載しておりますのでご確認ください。
- ・弊社ホームページ (<http://www.yonago-gas.co.jp/>) にも改定案内を掲載しております。

お問合せ先

TEL0120-475-002

平日(月曜日~金曜日:除祝日)
午前8:30~午後5:00

 **米子ガス**
窓口: お客様センター

原料費調整制度について

ガスの原料費は為替レートや原料価格の動きによって変動します。

原料費調整制度は、こうした他律的要因による原料費の変動を毎月ごとにガス料金に反映させる制度です。

原料価格変動額の算定

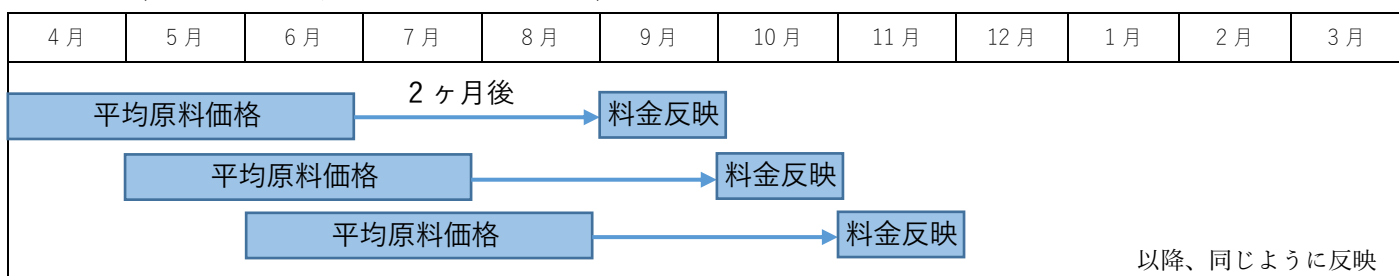
基準となる原料価格（基準平均原料価格）と貿易統計にもとづく3ヶ月の平均原料価格との差額から、次の算式によって調整単位料金を算出いたします。

- ・ 基準平均原料価格 → 変更後 79,300 円/トン（変更前 80,700 円/トン）
- ・ 平均原料価格 → 毎月変動するトン当たりのプロパンガス平均価格 円/トン

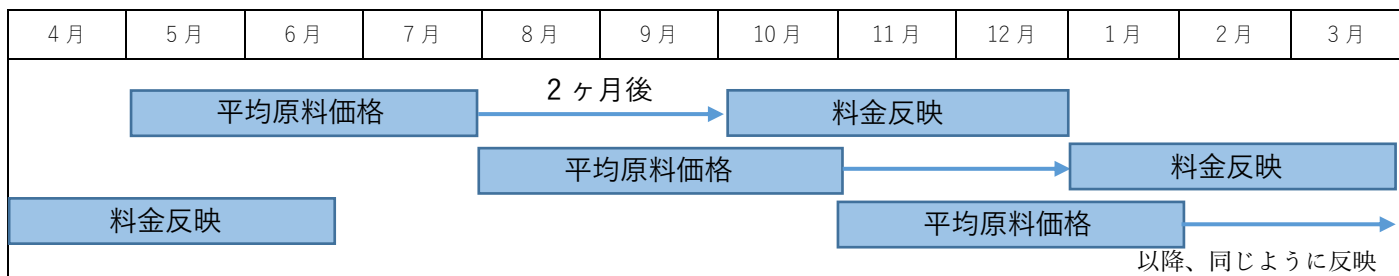
原料価格の3ヶ月平均値を、中2ヶ月の間隔において、次の1ヶ月分のガス料金に反映します。

（変更前 次の3ヶ月分のガス料金に反映）

変更後（毎月反映の為、適正に反映されます）



変更前



- ・ 原料価格変動額（算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額）

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{平均価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{平均価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

- ・ 調整単位料金

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{調整単位料金} = \text{基準単位料金} + 0.210 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円}$$

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{調整単位料金} = \text{基準単位料金} - 0.210 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円}$$

月々のガス料金

